

議案第 4 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月16日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

博物館法（昭和26年法律第285号）一部が改正され博物館の登録の要件が見直されること等を踏まえ、博物館及び博物館に相当する施設の体制等に関する基準を定めるほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する規定を整備する等の必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

博物館法（昭和26年法律第285号）

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）

1 件名

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

博物館法（昭和26年法律第285号）一部が改正され博物館の登録の要件が見直されること等を踏まえ、博物館及び博物館に相当する施設の体制等に関する基準を定めるほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する規定を整備する等の必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 博物館の体制、職員並びに施設及び設備に関する基準を定める。（第4条から第6条まで関係）
- (2) 博物館の登録、変更、取消し及び廃止に関する公表は、インターネットの利用により行うものとする。（第8条関係）
- (3) 博物館の定期報告は、教育長の定めるところにより行うものとする。（第10条関係）
- (4) 博物館に相当する施設の指定に係る申請書に添付する書類の様式を定める。（第12条及び第7号様式関係）
- (5) 博物館に相当する施設の体制、職員並びに施設及び設備に関する基準を定める。（第13条関係）
- (6) 博物館に相当する施設の指定に関する公表は、インターネットの利用により行うものとする。（第14条関係）
- (7) 教育長への委任について定める。（第15条関係）
- (8) その他所要の改正を行う。（題名、目次、第1条から第3条まで、第7条、第9条、第11条及び第1号様式から第6号様式まで関係）
- (9) この規則は、令和5年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令等

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）
- (2) 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「登録」を「登録等」に改める。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 博物館の登録（第2条—第11条）

第3章 博物館に相当する施設の指定（第12条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

第1条中「第16条の規定に基づき博物館の登録に関し」を「に基づく博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第2章 博物館の登録

第2条から第4条までを次のように改める。

（登録の申請）

第2条 法第12条第1項の規定による登録申請書の提出は、博物館登録申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の博物館登録申請書には、法第12条第2項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 博物館資料目録（第2号様式）

(2) 職員名簿（第3号様式）

(3) 学芸員の資格を証する書類

（登録の審査）

第3条 沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第13条の規定による登録の審査に当たっては、必要に応じて登録の申請に係る博物館の実地について審査するものとする。

（博物館の体制に関する基準）

第4条 法第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に関する教育委員会の定める基準は、次のとおりとする。

(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号及び第6条第1号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するとともに、基本的運営方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

(2) 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

(3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

(4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第7条を削る。

第6条中「第15条」を「第20条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第5条の見出し中「登録事項等」を「登録事項」に改め、同条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「そのつど博物館登録事項等変更届出書」を「博物館登録事項変更届出書」に、「によつて」を「により」に改め、ただし書を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(定期報告)

第10条 法第16条の規定による定期報告は、教育長が定めるところにより行うものとする。

第4条の次に次の4条を加える。

(博物館の職員に関する基準)

第5条 法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に関する教育委員会の定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- (2) 学芸員が置かれていること。
- (3) 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第6条 法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に関する教育委員会の定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(博物館登録原簿の様式)

第7条 法第14条第1項の規定により教育委員会が記載する博物館登録原簿は、第4号様式とする。

(公表)

第8条 教育委員会は、法第14条第2項、法第15条第2項、法第19条第3項及び法第20条第2項の規定による公表をインターネットを利用する方法により行うものとする。

本則に次の2章を加える。

第3章 博物館に相当する施設の指定

(指定の申請の書類)

第12条 施行規則第23条第1項の規定により提出する指定申請書には、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 資料目録 (第7号様式)
- (2) 職員名簿 (第3号様式)

(博物館に相当する施設の体制等に関する基準)

第13条 施行規則第24条第1項第2号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に関する教育委員会の定める基準については第4条の規定を、同項第3号に規定する職員の配置に関する教育委員会の定める基準については第5条の規定を、同項第4号に規定する施設及び設備に関する教育委員会の定める基準については第6条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条各号(第7号を除く。)及び第6条第1号	博物館資料	資料
第4条第1号	博物館を運営する	法第31条第1項の規定による指定を受けた施設(次条及び第6条において「指定施設」という。)を運営する

第5条第1号及び第3号並びに第6条第3号及び第4号	博物館	指定施設
第5条第2号	学芸員	学芸員に相当する職員

(公表)

第14条 教育委員会は、法第31条第3項の規定による公表をインターネットを利用する方法により行うものとする。

第4章 雑則

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第1号様式を削る。

第2号様式中「申請者氏名」を「設置者 名称」に、「第11条第1項」を「第12条」に、「関係書類等 代表者氏名」

「設置者の名称
私立博物館設置者の住所
を「関係書類」に、 名 称
所 在 地

(A4判) 」

「

設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

を

に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式を第1号様式とする。

「

人文科学に関する資料							
種 別	番 号	名 称	規 格	品 質	数 量	取得年月日	備 考

第3号様式中

(A4判) 」

「

人文科学に関する資料	
------------	--

を 資料の詳細な内訳は、別紙のとおり。 に改め、同様

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

式を第2号様式とする。

第4号様式中「第3条」を「第2条」に、「

(A4判)」を「 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。」に改め、同様式を第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第7条関係）

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	登録年月日	年 月 日	変更年 月 日	年 月 日	変更年 月 日	年 月 日
	記号番号	第 号				
設置者の名称						
設置者の住所						
博物館の名称						
博物館の所在地						
備考						

第5号様式中「第5条」を「第9条」に、「施設名 届出者氏名」を「設置者 所在地 名称 代表者氏名」に、「第13条第1項」を

「第15条第1項」に、「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。」に改める。

第6号様式中「第6条」を「第11条」に、「施設名 届出者氏名」を「設置者 所在地 名称 代表者氏名」に、「第15条第1項」を

「第20条第1項」に、「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。」に改める。

第6号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（第12条関係）

資料目録

施設名

資料の種別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

資料の詳細な内訳は、別紙のとおり。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

博物館の登録に関する規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第5号）新旧対照表										
改正案	現行									
<p><u>博物館の登録等に関する規則</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 博物館の登録（第2条—第11条）</u></p> <p><u>第3章 博物館に相当する施設の指定（第12条—第14条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第15条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）に基づき博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 博物館の登録 (登録の申請)</p> <p>第2条 法第12条第1項の規定による登録申請書の提出は、博物館登録申請書（第1号様式）により行うものとする。</p> <p>2. 前項の博物館登録申請書には、法第12条第2項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) <u>博物館資料目録（第2号様式）</u></p> <p>(2) <u>職員名簿（第3号様式）</u></p> <p>(3) <u>学芸員の資格を証する書類</u></p>	<p><u>博物館の登録</u>（新設）</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき博物館の登録に関し</p> <p>を定めるものとする。</p> <p>(登録原簿等の様式)</p> <p>第2条 法第10条、第11条第1項及び第11条第2項に規定する登録原簿等の名称及び様式は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠条項</th> <th>名称</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第10条</td> <td><u>博物館登録原簿</u></td> <td>第1号様式</td> </tr> <tr> <td>法第11条第1項</td> <td><u>博物館登録申請書</u></td> <td>第2号様式</td> </tr> </tbody> </table>	根拠条項	名称	様式	法第10条	<u>博物館登録原簿</u>	第1号様式	法第11条第1項	<u>博物館登録申請書</u>	第2号様式
根拠条項	名称	様式								
法第10条	<u>博物館登録原簿</u>	第1号様式								
法第11条第1項	<u>博物館登録申請書</u>	第2号様式								

<p>法第11条第2項</p>	<p>博物館資料目録</p>	<p>第3号様式</p>
-----------------	----------------	--------------

(登録の審査)

第3条 沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第13条の規定による登録の審査に当たっては、必要に応じて登録の申請に係る博物館の実地について審査するものとする。

(博物館登録申請書の添付書類)

第3条 博物館登録申請書には、法第11条第2項に規定する書類のほか、職員名簿（第4号様式）を添付するものとする。

(登録要件の審査)

第4条 法第12条の規定による登録要件の審査及び法第14条第1項の規定による登録の取消しを県教育委員会が行う場合は、当該博物館に対し、必要な資料を求め実地調査及び学識経験者の意見を聴くことができる。

(博物館の体制に関する基準)

第4条 法第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に関する教育委員会の定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号及び第6条第1号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するとともに、基本的運営方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
- (2) 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- (3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備して

いること。

- (4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準)

(新設)

第5条 法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に関する教育委員会

の定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- (2) 学芸員が置かれていること。
- (3) 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

(新設)

第6条 法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に関する教育委員会の定める

基準は、次のとおりとする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(博物館登録原簿の様式)

第7条 法第14条第1項の規定により教育委員会が記載する博物館登録原簿は、第4号様式とする。

(公表)

第8条 教育委員会は、法第14条第2項、法第15条第2項、法第19条第3項及び法第20条第2項の規定による公表をインターネットを利用する方法により行うものとする。

(登録事項の変更)

第9条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届出書(第5号様式)により行うものとする。

(定期報告)

第10条 法第16条の規定による定期報告は、教育長が定めるところにより行うものとする。

(博物館の廃止)

第11条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届(第6号様式)により行うものとする。

(削る。)

第3章 博物館に相当する施設の指定

(指定の申請の書類)

(新設)

(新設)

(登録事項等の変更)

第5条 法第13条第1項の規定による変更の届出は、そのつど博物館登録事項等変更届出書(第5号様式)によつて行うものとする。ただし、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年3月末日に届け出るものとする。

(新設)

(博物館の廃止)

第6条 法第15条の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届(第6号様式)により行うものとする。

(公示)

第7条 県教育委員会は、博物館の登録若しくは登録事項等の変更があつたとき、又は登録の取消し若しくはまつ消を行つたときは、その旨を沖縄県公報により公示するものとする。

(新設)

第12条 施行規則第23条第1項の規定により提出する指定申請書には、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 資料目録（第7号様式）
- (2) 職員名簿（第3号様式）

（博物館に相当する施設の体制等に関する基準）

(新設)

第13条 施行規則第24条第1項第2号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に関する教育委員会の定める基準については第4条の規定を、同項第3号に規定する職員の配置に関する教育委員会の定める基準については第5条の規定を、同項第4号に規定する施設及び設備に関する教育委員会の定める基準については第6条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条各号（第7号を除く。）及び第6条第1号	博物館資料	資料
第4条第1号	博物館を運営する	法第31条第1項の規定による指定を受けた施設（次条及び第6条において「指定施設」という。）を運営する
第5条第1号及び第3号並びに第6条第3号及び第4号	博物館	指定施設
第5条第2号	学芸員	学芸員に相当する職員

(公表)

第14条 教育委員会は、法第31条第3項の規定による公表をインターネットを利用する方法により行うものとする。 (新設)

第4章 雑則

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指
定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 (新設)

(削る。)

第1号様式 (第2条関係)

No.

備考	所在地	名称	※設置者の名称 及び住所	登録		登録変更	
				記号番号	年月日	第号	年月日

(A4判)

(※公立の場合は設置者の名称のみ記入)

第1号様式 (第2条関係)

博物館登録申請書

文書番号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

設置者
名称
代表者氏名

博物館法第12条 の規定により、下記施設を博物館として登録されるよう別添関係書類 を添えて申請します。

記

設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
(削る)

第2号様式 (第2条関係)

博物館登録申請書

文書番号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

申請者氏名
(新設)

博物館法第11条第1項の規定により、下記施設を博物館として登録されるよう別添関係書類等を添えて申請します。

記

設置者の名称
私立博物館設置者の住所
名称
所在地

(A4判)

備考 この申請書には、次の書類を添付すること。
(1) 公立博物館にあつては設置条例の写し、私立博物館にあつては、法人の

定款若しくは寄付行為の写し又は宗教法人の規則の写し

(2) 館則の写し

(3) 直接博物館の様提供する建物及び面積を記載した書面並びにその図面

(4) 当該年度における事業計画書及び公立博物館にあつては予算の歳出の見積り、私立博物館にあつては収支の見積りに関する書類

(5) 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種類ごとの氏名を記載した書面

(6) 学芸員は、その資格を有することを証するにたる書類

第2号様式 (第2条関係)

博物館資料目録

博物館名

資料の種類別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

資料の詳細な内訳は、別紙のとおり。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式 (第2条関係)

博物館資料目録

博物館名

資料の種類別	資料の種類及び数量						
自然科学に関する資料							
人文科学に関する資料							
種別	番号	名称	規格	品質	数量	取得年月日	備考

(A 4判)

第3号様式 (第2条関係)

職員名簿

博物館名

番号	氏名	職名	最終学歴	博物館職員としての勤務年数	担当職務	備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(A 4判)

第4号様式 (第3条関係)

職員名簿

博物館名

番号	氏名	職名	最終学歴	博物館職員としての勤務年数	担当職務	備考

第4号様式 (第7条関係)

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	登録年月日	年月日 第 号	変更 年月日	年月日	変更 年月日	年月日
設置者の名称						
設置者の住所						
博物館の名称						
博物館の所在地						
備考						

(新設)

【再掲】

第1号様式 (第2条関係)

No.

備考	所在地	名称	※設置者の名称 及び住所	登録		登録変更	
				記号番号	年月日	第 号	年月日

(A4判)

(※公立の場合は設置者の名称のみ記入)

博物館登録原簿

第5号様式 (第9条関係)

博物館登録事項変更届出書

文書番号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

設置者
所在地
名称
代表者氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり変更届を提出します。

記

変更年月日	年 月 日
変更の理由	
変更事項の種類	
変更事項の内容	旧
	新

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第5号様式 (第5条関係)

博物館登録事項変更届出書

文書番号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

施設名
届出者氏名
(新設)

博物館法第13条第1項の規定により、下記のとおり変更届を提出します。

記

変更年月日	年 月 日
変更の理由	
変更事項の種類	
変更事項の内容	旧
	新

(A4判)

第6号様式 (第11条関係)

博物館 廃止届

文書番号
年月日

沖縄県教育委員会 殿

設置者
所在地
名称
代表者氏名

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

記

廃止年月日	
廃止した理由	
廃止後の財産処分	
その他参考となるべき事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第6号様式 (第6条関係)

博物館 廃止届

文書番号
年月日

沖縄県教育委員会 殿

施設名
届出者氏名
(新設)

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

記

廃止年月日	
廃止した理由	
廃止後の財産処分	
その他参考となるべき事項	

(A4判)

第7号様式（第12条関係）

（新設）

資料目録

施設名

資料の種類別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

資料の詳細な内訳は、別紙のとおり。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（注） 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

令和五年四月一日施行

（登録）

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第十二条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
- 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたるものをいう。）の写し
- 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
- 三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

（登録の審査）

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

- 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。
 - イ 地方公共団体又は地方独立行政法人
 - ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三

号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

- （1）博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
- （2）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
- （3）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

一 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

二 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通して百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（登録の実施等）

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

- 一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 一 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(変更の届出)

第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録をするとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県の教育委員会への定期報告)

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(登録の取消し)

第十九条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十六条の規定に違反したとき。

四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

3 都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第二十条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する

特例)

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する

特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

(規則への委任)

第二十二条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの(指定都市の区域内に所在するもの(都道府県が設置するものを除く。))を除く。

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設(以下この条において「指定施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該

当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

○博物館施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）

令和五年四月一日施行

（博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準）

第十九条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第三号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号、第二十一条第一号及び第二十四条第一項第二号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。

一 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

二 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
（博物館の職員に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準）

第二十条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第四号に規定する学芸員その他の職員の配置に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

一 学芸員が置かれていること。

二 同条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

（博物館の施設及び設備に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準）

第二十一条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第五号に規定する施設及び設備に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

- 一 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 二 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 三 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(申請の手続)

第二十三条 法第三十一条第一項の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した指定申請書(別記第九号様式により作成したもの)を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第五三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十五条において同じ。)が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第一条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二十五条において同じ。)が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十五条において同じ。)に、それぞれ提出しなければならない。

- 一 指定を受けようとする施設の設置者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 指定を受けようとする施設の名称及び所在地
 - 三 その他指定を行う者が定める事項
- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合しているこ

とを証する書類

- 三 その他指定を行う者が定める書類
(指定の審査)

第二十四条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前条第一項の指定申請書の提出があつたときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第三十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
- 二 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
- 三 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
- 四 当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
- 五 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を開すること。
- 六 一年を通して百日以上開館すること。

2 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前項第二号から第四号までに規定する基準を定めるに当たつては、第十九条から第二十一条までの規定を参酌して定めるものとする。この場合において、第十九条(第七号を除く。)中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第一号中「博物館を運営する」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設(次条及び第二十一条において「指定施設」という。)を運営する」と、第二十条第一号及び第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、第二十一条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条

第三号及び四号中「博物館」とあるのは「指定施設」とする。

- 3 前項に規定する指定の審査に当たっては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

(報告)

第二十五条 法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（以下「指定施設」という。）が前条第一項に規定する要件を備えなくなつたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、地方独立行政法人が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

第二十六条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、自ら法第三十一条第一項の規定により指定した指定施設に対し、第二十四条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

(指定の取消し)

第二十七条 法第三十一条第二項に規定する指定施設の指定を取り消すことができる事由は、次のとおりとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと法第三十一条第一項の規定による指定をした者が認めるとき。
- 二 偽りその他不正の手段により法第三十一条第一項の規定による指定を受けたとき。
- 三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条の規定による文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の求めに対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものと定める【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

2023年2月
文化庁企画調整課

博物館法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

1. 改正の目的

- 令和4年4月、博物館法の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、以下の事項等について所要の規定の整理を行う。
- ・ 学芸員補となる資格を有する者（法第6条第2号）
 - ・ 都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準（法第13条第2項）
 - ・ 博物館相当施設の指定及び取消しに関する事項（法第31条第1項及び第2項）

2. 主な改正内容

- ① 学芸員補の資格に係る整理等
- ・ 学芸員補となる資格を有する者が改正されたことを踏まえ、学芸員補になれる者の詳細を規定（第18条）
- ② 都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準の策定
- ・ 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る参酌基準として、基本的な運営方針の作成・公表や、博物館資料及びその情報の適切な管理・活用等の体制を規定（第19条）
 - ・ 学芸員その他の職員の配置等に係る参酌基準として、基本的な運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長や、保有する博物館資料に関する専門性を有した学芸員を置いていること等を規定（第20条）
 - ・ 施設及び設備に係る参酌基準として、資料の収集・展示等を適切に行うことができる施設・設備のほか、資料の防災・防犯体制、障害者等への配慮を規定（第21条）
- ③ 博物館相当施設の指定や取消しに係る規定の整備
- ・ 指定要件や指定手続き、取消要件等を、登録博物館に準じて規定（第23条～第27条）

3. 今後のスケジュール

2023年 2月 10日 公布（官報掲載）

2023年 4月 1日 施行